

令和8事業年度

〔 自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日 〕

第 2 2 期

事業計画

阪神高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法第10条に基づき、高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するに当たり、高速道路株式会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和8事業年度の事業計画については、事業全体としては総額3,016億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は2,958億円の事業費を予定している。

資金計画については、合計2,458億円の資金を民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。

収支予算については、当期純利益は▲9億円の見込みである。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

令和8事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設・改築については、阪神圏の高速道路ネットワークを形成する一般国道1号（淀川左岸線延伸部）及び一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄））などを継続実施するため、974億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと906億円）を予定している。また、兵庫県道高速神戸西宮線（京橋付近）の大規模更新を実施するため、73億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約66億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、934億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、978億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新築・改築及び維持、修繕、災害復旧等の事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和8事業年度の事業計画は以下のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	一般国道1号（淀川左岸線延伸部）など計4路線28.9km（※1）の新設等	974
	兵庫県道高速神戸西宮線（京橋付近）計1路線0.3kmの大規模更新	73
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	大阪府道高速大阪池田線など計20路線258.1km（※1）の維持、修繕、災害復旧その他の管理	934
	大阪府道高速大阪堺線（湊町付近）等の大規模更新 大阪府道高速大阪池田線など計13路線100.6kmの大規模修繕	978
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		2,958

注1）単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがある。

※1）令和8事業年度期首時点

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和8事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、休憩所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所等の建設・管理については、高速道路の供用と共に既存パーキングエリアの適正な管理を実施するために、2億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、42億円の受託事業費を予定している。

なお、その他の事業については、駐車場事業、道路マネジメント事業、不動産の賃貸業に関する事業等を実施するために、13億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る令和8事業年度の事業計画は以下のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所等の建設・管理	兵庫県道高速神戸西宮線京橋パーキングエリアなど18箇所の管理等	2
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※2）	「大阪市道高速道路淀川左岸線（2期）建設事業にかかる工事受委託に関する基本協定書」に基づく受託工事ほか	42
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外的高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業（※3）	駐車場事業244箇所、道路マネジメント事業2件、不動産の賃貸業8箇所等	13
合計B（高速道路事業以外）		58

合計（A+B）（全事業）		3,016
--------------	--	-------

※1）単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがある。

※2）この中には、高速道路株式会社法第5条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金0.8億円）を含む。

※3）この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第10条第1項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金0.9億円）を含む。

■資金計画書

令和8事業年度の資金計画書は以下のとおりである。

(単位:億円)

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	2,114	2,114	—
関連事業営業収入	58	—	58
SA・PA事業収入	1	—	1
その他の事業収入	15	—	15
受託業務収入	42	—	42
営業外収入	—	—	—
(借入金等)			
社債・借入金	2,458	2,458	(2,367)
機構からの無利子借入金	0	0	(0)
社債	1,250	1,250	(1,250)
民間借入金	1,208	1,208	(1,117)
前期繰越金	206	188	(26)
合計	4,835	4,760	(2,394)
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	491	491	—
道路維持費	261	261	—
道路業務管理費	161	161	—
その他の道路管理費	70	70	—
道路資産賃借料	1,611	1,611	—
関連事業営業費	55	—	55
SA・PA事業管理費	1	—	1
その他の事業管理費	12	—	12
受託事業営業費	42	—	42
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	974	974	(973)
新設・改築費	906	906	(905)
一般管理費	36	36	(36)
支払利息等	33	33	(33)
高速道路特定更新等工事費(改築)	73	73	(73)
新設・改築費	66	66	(66)
一般管理費	5	5	(5)
支払利息等	1	1	(1)
高速道路修繕費	443	443	(344)
修繕費	399	399	(304)
一般管理費	38	38	(35)
支払利息等	5	5	(5)
高速道路特定更新等工事費(修繕)	978	978	(978)
修繕費	914	914	(914)
一般管理費	54	54	(54)
支払利息等	10	10	(10)
関連事業建設費	3	—	3
SA・PA事業建設費	1	—	1
その他の事業建設費	1	—	1
社債等償還金	—	—	—
次期繰越金	209	191	(26)
合計	4,835	4,760	(2,394)

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の()書きは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属する道路資産の形成に係る資金計画であり、令和7年度未執行分を加味したものである。

※ 高速道路管理費及び高速道路修繕費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う支出(4億円)を含む。

■収支予算書

令和8事業年度の収支予算書は以下のとおりである。

(単位:億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	3,801	3,801	-
(1) 料金収入	1,921	1,921	-
(2) その他収入	1,880	1,880	-
・道路資産完成高	1,880	1,880	-
2. 営業費用	3,811	3,811	-
(1) 道路資産賃借料	1,415	1,415	-
(2) 道路資産完成原価	1,887	1,887	-
(3) 管理費用	509	509	-
・維持修繕費	237	237	-
・管理業務費	148	148	-
・一般管理費	52	52	-
・租税公課	6	6	-
・減価償却費	65	65	-
(4) 引当金等	-	-	-
高速道路事業営業利益	▲ 10	▲ 10	-
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	53	-	53
(1) SA・PA事業収入	1	-	1
(2) その他の事業収入	14	-	14
(3) 受託事業収入	39	-	39
2. 営業費用	51	-	51
(1) SA・PA事業費	1	-	1
(2) その他の事業費	11	-	11
(3) 受託事業費	39	-	39
関連事業営業利益	2	-	2
全事業営業利益	▲ 8	▲ 10	2
III. 営業外収益	-	-	-
IV. 営業外費用	0	0	-
經常利益	▲ 8	▲ 10	2
V. 特別利益	-	-	-
VI. 特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	▲ 8	▲ 10	2
法人税、住民税及び事業税	1	0	1
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	▲ 9	▲ 11	1

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 本様式は、高速道路事業等会計規則第6条の別表第二第2号様式に示される損益計算書と異なる。
また、同規則第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。

※ 高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う損失(▲5億円)を含む。